

年金

1 公的年金のしくみや厚生年金に関連する手続等

① 公的年金のしくみ

人生には、自分や家族の加齢、障害、死亡など、さまざまな要因で、自立生活が困難になるリスクがあり、個人だけで備えるには限界があります。これらに備えるためのしくみが公的年金制度です。

年金給付は、支給される事由によって次の三つの種類に分けられ、それぞれ一定の支給要件があります。(右表)

給付事由	国民年金 (基礎年金)	厚生年金	詳細
老齢給付	老齢基礎年金	老齢厚生年金	P42
障害給付	障害基礎年金	障害厚生年金	P44
遺族給付	遺族基礎年金	遺族厚生年金	P46

② 資格取得後の厚生年金に関連する手続

加入期間中のライフイベントに応じ、さまざまな手続があります。

事 項	手 続	詳細
配偶者を扶養するとき	国民年金第3号被保険者の届出	P9
子が生まれたときあるいは 育児休業から復帰したとき	標準報酬月額が下がるときは、3歳未満養育特例の申出 〔用紙No養育特例1〕	P16
社会保障協定を締結している国の在外教育施設 に派遣されるとき	社会保障協定適用証明書の交付申請	P47
離婚したとき	離婚時の年金分割に係る情報提供の請求 年金分割の請求 ※請求者が直接、給付貸付課年金担当へ請求してください。	P46
退職したとき(退職後就職しないとき、一般厚生 年金に加入するとき)	退職届書 兼 年金待機者登録届書〔用紙No年金5〕を提出	P52
退職したとき (退職後、引き続き公務員厚生年金に加入するとき)	組合員転出・異動届書〔用紙No年金2〕を提出	P52

③ 年金の加入記録・見込額を確認するには

ねんきん定期便 (すべての実施機関の 見込額が掲載)	毎年1回、誕生月の末日に将来の年金見込額を記載した「ねんきん定期便」を送付します。35歳・45歳・59歳の「節目年齢」の方には封書で、それ以外の方には圧着はがきでご自宅に届きます。	 本部 HP
ねんきんネット (すべての実施機関の 見込額が掲載)	日本年金機構が運営するサイトです。加入記録や見込額を確認するには、マイナポータルからのご登録または「ねんきんネットのユーザーID取得」のいずれかが必要です。ねんきんネットのトップページにアクセス後、年金記録を確認する→月別の年金記録を確認する→4.年金見込額 の順に進み、内容をご確認ください。	 年金機構 HP
公立学校共済組合 マイナ手続きポータル (公務員共済期間に係 る見込額が掲載)	公立学校共済組合本部が提供するサイトです。ホームページから、「公立学校共済組合マイナ手続きポータル」に移動できます。加入記録や見込額を確認するには、マイナンバーカードと、スマートフォンまたはICカードリーダライタの付いたパソコンが必要です。	 本部 HP
給付算定基礎額 残高通知書	毎年1回、7月下旬に前年度末における年金払い退職給付の「給付算定基礎額残高通知書」をご自宅に送付しています。支給金額の目安としてください。	 本部 HP



対象外
短期組合員等

4 老齢厚生年金決定後に再就職する場合

老齢厚生年金決定後に、暫定再任用フルタイム勤務職員や四条任期付職員等に再就職し、公立学校共済組合の一般組合員になる場合は、「年金受給権者再就職届書」〔用紙No.年金3〕および年金証書を提出してください。

5 公務員の年金制度

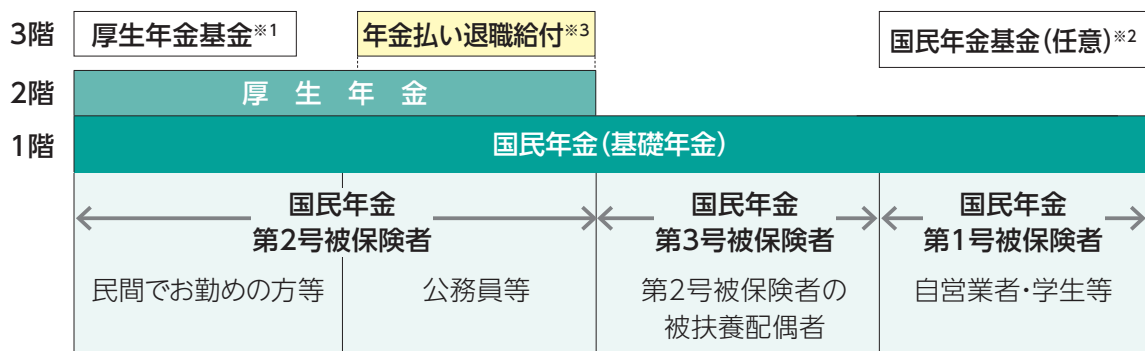
公務員の年金には公的年金である「厚生年金」および「国民年金（基礎年金）」と、公務員の退職給付の一部として設けられている「年金払い退職給付（退職等年金給付）」があります。

公的年金は給付事由によって、老齢給付・障害給付・遺族給付の3種類の給付があります。



本部HP

●公的年金の体系



※1 事業主が設立し（任意）その被用者のみ加入

※2 国民年金法で規定されている任意加入の私的年金

※3 平成27年10月1日に創設された公務員の新たな退職給付

●厚生年金被保険者の種類と実施機関

対象者	厚生年金被保険者			
加入する 厚生年金	一般厚生年金 (1号厚年)	公務員厚生年金		私学厚生年金 (4号厚年)
		(2号厚年)	(3号厚年)	
加入者	民間でお勤めの方、 短期組合員等※2	国家公務員	地方公務員等 (公立学校教職員等)	私立学校 教職員
実施機関 ※1	日本年金機構 (年金事務所)	国家公務員 共済組合	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合、 東京都職員共済組合、 市町村職員共済組合等)	私立学校振興・ 共済事業団

※1 年金を決定・支給する組織

※2 臨時的任用教職員、暫定（定年前）再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員、時間講師等

2 老齢給付

1 老齢給付の支給開始と支給要件

老齢給付とは、ある一定の年齢に到達したときに支給される年金のことです。

原則65歳から「老齢基礎年金」「老齢厚生年金」「経過的職域加算額（旧共済年金の職域年金相当部分）」「年金払い退職給付（退職等年金給付）」の合計4つの年金が受給できます。



本部 HP

※ 昭和36年4月1日以前に生まれた方は経過措置により支給開始年齢が異なります。

	←平成27年9月までの期間分→	←平成27年10月以降の期間分→
3階	経過的職域加算額 (旧共済年金の職域年金相当部分) <支給要件> 旧 3階部分 ・ 公的年金制度の加入期間が10年以上あること ・ 平成27年9月以前に引き続き公務員共済組合の加入期間が1年以上あること	年金払い退職給付 <支給要件> 新 3階部分 ・ 引き続き公務員共済組合の加入期間が1年以上あること ・ 公務員共済組合員でないこと
2階	老齢厚生年金 (被用者年金) <支給要件> ・ 公的年金制度の加入期間が10年以上あること ・ 厚生年金保険の加入期間が1年以上あること	
1階	老齢基礎年金 (国民年金) <支給要件> ・ 公的年金制度の加入期間が10年以上あること	

2 年金額の計算方法

●老齢基礎年金（国民年金）（1階部分）

老齢基礎年金は満額で847,300円（令和8年度）です。未納期間がある方は加入月数に応じて年金額が計算されます。

$$\text{老齢基礎年金の額} = 847,300 \text{円} \times \frac{\text{加入月数}}{480 \text{月}(40 \text{年間})}$$

●老齢厚生年金（2階部分）

報酬に比例し、平均標準報酬（月）額と加入期間に基づき算出されます。

また、65歳到達時に請求者が以下の①、②の両方の条件に当てはまる場合、加給年金額が加算されます。

65歳到達時に

- ① 厚生年金加入期間が20年以上
- ② 65歳から支給される「老齢厚生年金」の受給権発生時に生計を共にする加給年金額対象者がいる

対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額 (令和8年度) ※2
配偶者	65歳未満の配偶者 ※1	恒常的収入が年額850万円（または所得額が655万5千円）未満（注1）	423,700円
子	・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ・ 20歳未満で障害等級が1、2級に該当する障害状態にある子	注1 おおむね5年以内に定年等の理由で収入が上記の額を下回る見込みの場合は該当します。	2人まで（1人につき） …243,800円 3人目から（1人につき） …81,300円

※1 加給年金額対象者が20年以上の加入期間を有する老齢厚生年金の受給権が発生する（特別支給を含む。）場合、または、障害を事由とする年金を受けた場合、加給年金額は支給停止されます。

※2 令和10年4月1日に見直しが予定されています（P48 参照）。

●経過職域加算額（旧共済年金の職域年金相当部分）（旧3階部分）

平成27年9月末日までの公務員共済組合の加入期間の報酬に比例し、平均給与（給料）月額と加入期間に基づき算出されます。

●年金払い退職給付（新3階部分）

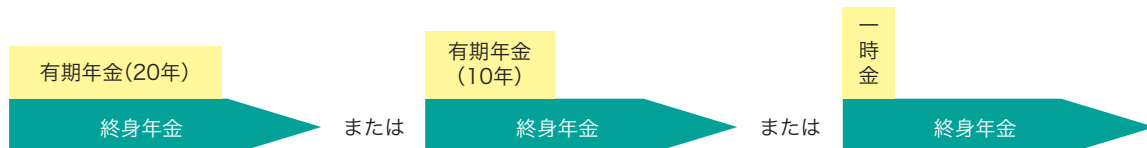
実際に支払った掛金や期間に応じた利子等を基に給付算定基礎額を算出し、支給される年金額を算出します。



本部 HP

<受給の選択>

半分は有期年金、半分は終身年金として支給されます。有期年金の受取方法は原則20年ですが、受給権発生（退職）後6か月以内であれば、10年または一時金も選択できます。



3 請求手続

一般組合員で在職中の方は、65歳の誕生日の前日までに所属所を通して請求書等を送付します。また、年金払い退職給付（退職等年金給付）は、65歳の年度末に所属所を通じて請求書等を送付します。

なお、65歳の誕生日到達前に退職した場合は、65歳時の手続書類は公立学校共済組合本部からご自宅宛てに請求書が送付されます。

4 在職者の年金額の調整

働きながら老齢厚生年金を受け取る場合、賃金と年金額が一定の基準（令和8年度は月額65万円）を超えると、年金の一部または全部が支給停止されることがあります。

5 老齢給付の繰上げ／繰下げ請求

●60歳からの繰上げ支給

60歳の誕生日以降であれば、本人の希望により年金を繰り上げて受給することができます。ただし、支給される年金額は1月当たり0.4%*の割合で減額され、生涯減額されたままの額となるなどの制約があります（昭和37年4月2日以降生まれの方の場合）。

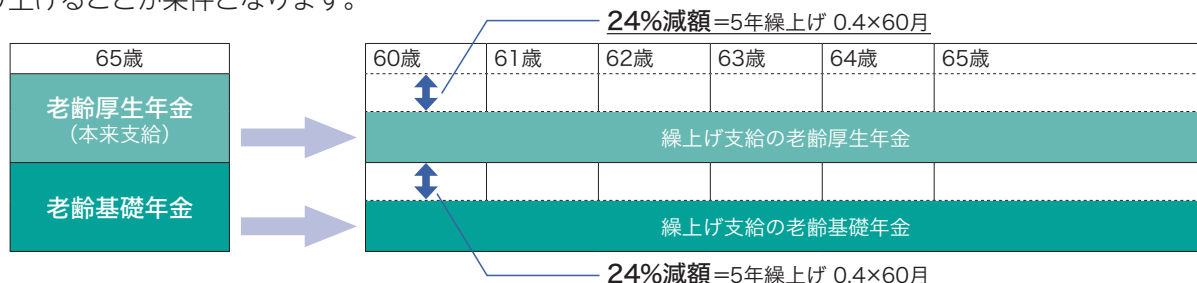


本部 HP

※ 昭和37年4月1日以前生まれの方は、1月当たりの減額率が0.5%です。

【例】60歳で繰上げ請求する場合

老齢基礎年金、一般厚生年金、私学厚生年金など、65歳から受給するすべての公的年金の老齢年金を同時に繰り上げることが条件となります。



●65歳からの繰下げ支給

65歳からの老齢年金は、本人の申出により66歳以降の希望する月から繰り下げて受給することができます（65歳以降に初めて一般厚生年金や私学厚生年金等に参加した場合には、66歳時点では繰下げ支給ができない場合があります。）。繰下げ支給の年金額は1月当たり0.7%の割合で増額されて支給されます（加給年金額、在職により支給停止となっている部分の年金に対しての増額はありせん。）。繰下げは75歳まで（最高120月）となります。



本部 HP

なお、年金払い退職給付（退職等年金給付）は繰下げによる増額はありせん。

●繰上げ／繰下げ請求の申出

ア 繰上げ

退職時、所属所に退職届書 兼 年金待機者登録届書〔用紙No.年金5〕を提出します。また、退職後すぐに繰上げ請求をしたい場合には、公立学校共済組合東京支部に連絡して請求書等の送付を依頼してください。

なお、退職後、しばらくしてから請求をする場合には公立学校共済組合本部（03-5259-1122）に連絡して請求書等の送付を依頼してください。

イ 繰下げ

65歳の老齢厚生年金の請求時に、繰下げを希望する旨を書面で申し出てください。また、退職時、所属所に退職届書を提出します。その後、繰下げの請求希望時に、公立学校共済組合本部（03-5259-1122）に連絡して請求書等の送付を依頼してください。

3 障害給付

「障害厚生年金」は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。一般組合員期間中に初診日がある傷病により、法に定める障害等級1級、2級または3級に該当する程度の障害状態になったときに**在職中**であっても公立学校共済組合から支給されます。また、傷病が初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、3級の障害よりやや程度の軽い障害の状態である場合には「障害手当金」が支給されます。なお、障害等級が1級または2級のときは、日本年金機構から国民年金法による「障害基礎年金」も併せて支給されます。

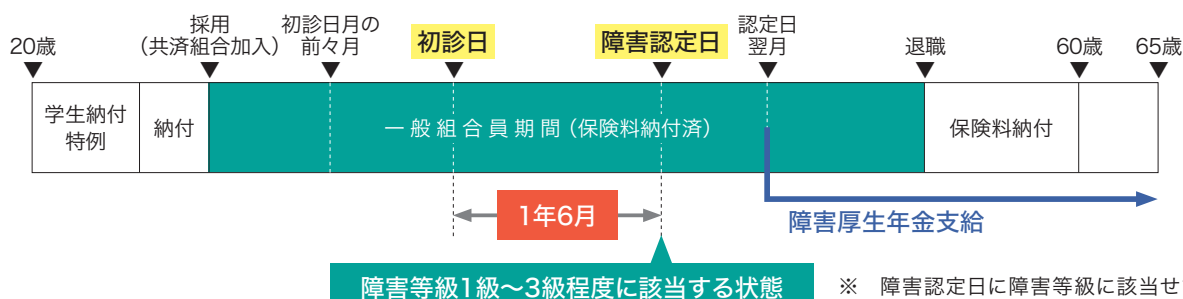


本部HP

1 障害厚生年金の受給要件

次のア、イ、ウ **すべてを満たすこと**が必要です。

- ア** 一般組合員期間中に、傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）があること
- イ** 初診日から起算して1年6月を経過した日もしくは1年6月経過前に症状が固定した日等（以下「障害認定日」という。）または障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの状態にあること
- ウ** 初診日の前日において、以下の①または②の保険料納付要件を満たしていること
 - ① 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの、公的年金に加入しなければならない期間（合算対象期間を除く）のうち、保険料納付済期間が免除期間（学生納付特例期間等を含む）が3分の2以上あること
 - ② 初診日が令和18年3月31日以前で、初診日に65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと



※ 障害認定日に障害等級に該当せず、その後症状が悪化した場合は、65歳までの現在の状態で判断

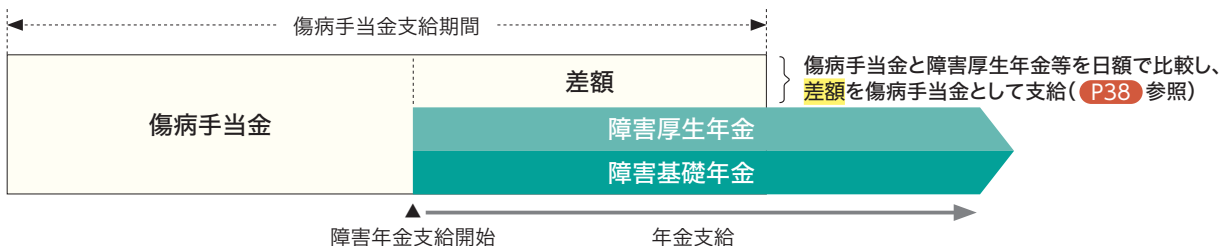
2 障害程度の認定基準（障害等級）

障害年金に該当するかどうかは傷病名ではなく、障害認定日において法令で定める障害の程度（認定基準）に該当する状態かどうかで判定されます。障害程度の認定基準（各公的年金制度共通）は以下の表のとおりです。
なお、障害年金の障害等級は障害者手帳の障害等級とは異なります。

1級	身体機能障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、*日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとしします。 *「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものです。例えば身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないまたは行ってはいけないうもの。活動範囲がおおむね病院内の生活でいえばベッド周辺に限られ、家庭内の生活でいえば就床室内に限られるものです。
2級	身体機能障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、*日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとしします。 *「日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは必ずしも人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度です。例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないまたは行ってはいけないうもの。活動範囲がおおむね病院内の生活でいえば病棟内に限られ、家庭内の生活でいえば家屋内に限られるものです。
3級	労働が著しい制限を受けるかまたは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとします。「傷病が治らないもの」にあつては、労働が制限を受けるかまたは労働に制限を加えることを必要とする程度のものとします。

3 傷病手当金との調整

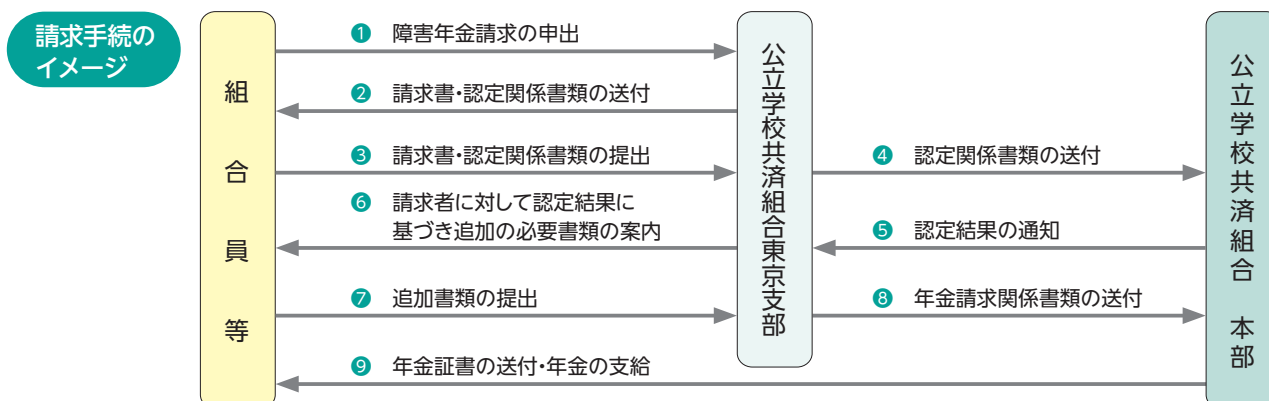
「傷病手当金」を受給している方が障害厚生年金や障害基礎年金を受給する場合には、以下のように調整されます。



4 障害年金請求手続の流れ

問合せ（申出）の際には、これまでの病歴について伺いますので、**初診日**、**傷病名**、**症状**、**転院**しているときはその経過等、整理しておいてください。特に**初診日**が重要になるため、医療機関等で正確な初診年月日を確認してください。

障害厚生年金の請求手続は、「障害程度の認定」を行ってから「障害厚生年金の決定請求」の2段階となります。認定関係書類の提出後、結果を通知するまでおおむね3～4か月を要します。更にその後、年金決定に関する追加書類の提出から年金証書の送付まで、おおむね3か月を要します。



4 遺族給付

遺族給付とは、在職中または退職後に亡くなったときに、その方によって生計を維持されていたご遺族の生活を保障するために支給される年金です。



本部 HP

●遺族厚生年金

(1) 支給要件（組合員死亡時、次のア～エのいずれかに該当した場合）

- ア 組合員が死亡したとき（注）
 - イ 組合員であった方が退職後に、組合員であった間に初診日がある傷病により当該初診日から5年以内に死亡したとき（注）
 - ウ 障害等級の1級、2級に該当する障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき
 - エ 老齢厚生年金、退職共済年金の受給者または組合員期間等が25年以上である方が死亡したとき
- 注：アおよびイの場合は、国民年金法に定める保険料納付要件を満たしていること

(2) 遺族の範囲と受給の順位

遺族とは組合員または組合員であった方の死亡の当時、その方と生計を共にし、かつ、恒常的収入が年額850万円（所得額では655万5千円）未満の方のうち、下図に該当する方をいいます。遺族には優先順位があり、**収入要件や年齢要件**が定められています。

優先順位					
1			2	3	4
夫	妻	子	父母	孫	祖父母

(3) 年金額

遺族厚生年金の額は原則として老齢厚生年金と経過的職域加算額（共済年金）を合計した額の4分の3に相当する額になります。該当者がいる場合には中高齢寡婦加算額が加算されます。

●遺族基礎年金

要件に該当する「子のある配偶者」または「子」に支給されるものです。遺族厚生年金を受給できる遺族の方はあわせて受給できます。

基本額（847,300円/令和8年度）＋子の加算額が支給されます。

●請求方法

在職中に亡くなった場合は、所属所の事務担当者を通じて給付貸付課年金担当にご連絡ください。

退職後に亡くなった場合は、遺族が直接、公立学校共済組合本部（電話03-5259-1122）へお問合せください。

※ 上記の内容は令和8年4月現在の法令に基づきます。令和10年度に制度の見直しが予定されています（P48 参照）。

5 その他

1 離婚時の年金分割

離婚時の年金分割とは、離婚する当事者の婚姻期間中における厚生年金の保険料納付記録を分割し、それぞれの年金の基礎となる標準報酬に算入する制度です。年金自体を分割するものではありません。この制度は、**離婚成立から5年以内（離婚等をした日が令和8年3月31日以前の場合は、2年以内。）**に当事者が分割請求をする必要があります。分割方法は「合意分割」と「3号分割」の2種類です。

※ **事実婚の場合に年金分割制度の対象とすることができる期間は、国民年金第3号被保険者として認定されていた期間に限られます。**



本部 HP

2 社会保障協定による年金制度の適用関係

組合員本人が在外日本人学校など外国に派遣されるとき、派遣先の国と日本との間で「社会保障協定」が締結されている場合は、引き続き自国の年金制度に加入することで派遣先の国の年金制度への加入が免除され、二重加入の防止および年金期間の通算がされます。



本部 HP

3 雇用保険法による失業給付等と年金の調整

65歳未満で繰上げによる老齢厚生年金の受給者が雇用保険の基本手当（失業給付）を受けると、老齢厚生年金が全額支給停止されます。

公務員は雇用保険適用除外ですが、東京都の暫定再任用職員、会計年度任用職員（教員は除く）、非常勤教員（日勤講師）、公立大学法人の教職員等は雇用保険が適用となります。

年金受給中に失業等給付を受給する場合は、公立学校共済組合本部へ届出が必要です。未届けや遅延の場合は支給済みの年金を遡って返還していただくことになります。失業等給付を受給する場合は、年金とどちらを受給したら有利か十分検討して手続きしてください。



本部 HP

4 年金にかかる税金

老齢厚生年金等老齢給付の年金は所得税法上の「雑所得」として所得税の課税対象となり、源泉徴収されます（障害年金・遺族年金は非課税）。所得税の源泉徴収は「扶養親族等申告書」に基づいて行い、給与収入などその他の所得がある方や扶養親族等の変更があった場合等は、翌年に所轄の税務署で確定申告により精算することになります。



本部 HP

5 基礎年金番号

公的年金制度（国民年金・厚生年金等）では、平成9年1月から加入制度が変わった場合でも共通の番号として「基礎年金番号」が用いられています。

この番号によって、組合員のすべての公的年金制度の加入記録を把握して加入期間の照会や年金相談、請求手続等が迅速、確実にできるようになりました。

基礎年金番号施行時に組合員であった方には、平成9年2月に基礎年金番号通知書を送付しています。20歳未満の方や国民年金、厚生年金に未加入のまま共済組合員の資格を取得した方には、所属所を通じて基礎年金番号通知書を送付します。また、基礎年金番号未付番の20歳未満の子に遺族厚生年金を決定する場合は新たに基礎年金番号が付番されます。

6 年金相談コーナーのご案内（対象：一般組合員）

今後の生活設計にお役立ていただくため、年金・退職手当・医療保険の相談を個別にお受けしています。各担当者が一般組合員に直接、ご説明をいたします。（事前予約制）

- 申込方法：相談希望日の一週間前までに申込みください。 **予約☎：03-5320-6828**
※相談者の履歴確認等の準備のため、必ず申込みの上、来庁ください。
 - 相談方法：原則、組合員本人と面談により行います。来庁時に本人確認を行います。
※本人確認のできる書類等を必ず持参してください。
 - 利用時間：平日（土日祝および年末年始の休日等を除く）40分程度
①10時30分 ②13時30分 ③15時30分
※退職手当の相談は2月から5月中旬まで休止
 - 相談場所：東京都新宿区西新宿2-8-1東京都庁第二本庁舎14階南側
公立学校共済組合東京支部（教育庁福利厚生部内）「年金等相談コーナー」
- ご自身の老齢年金等の見込額を確認する方法は、**P40** をご参照ください。

〈参考〉年金制度の見直しについて（令和10年4月1日施行）

令和7年6月「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が成立し、公布されました。働き方や生き方、家族構成の多様化に対応すること、現在の受給者、将来の受給者双方にとって、老後の生活の安定、所得保障の機能を強化することが改正の基本の考え方です。

この法律により、非常に多くの法律が改正されることになりましたが、年金の給付に関わる主な変更点は以下のとおりです。詳細については、確定次第、随時お知らせします。

1 遺族厚生年金の受給権がある方の老齢年金の繰下げ受給について

遺族厚生年金を受け取る権利を有している方の「老齢年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金）の受取り方」（繰下げ受給）について、制度が見直されます。

●繰下げ受給とは

老齢基礎年金・老齢厚生年金は、65歳から受給できますが、希望により65歳よりも遅い時期（66歳以降75歳まで）から受け取ることができます。繰下げをすると、年金額は繰り下げた月数×0.7%の割合で増額されます。

※ 繰下げ受給の詳細は **P43** を参照してください。

●現行制度

原則として*、66歳に到達した日以前に遺族年金等を受け取る権利を有した場合は、老齢年金を繰り下げて受給することができません。

また、66歳に到達した日後の繰下げ待機期間中に遺族年金等を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定され、老齢年金の請求の手続きを遅らせても増額率は増えません。

※ 65歳に到達する前に遺族年金等を受け取る権利を失権していた場合は、老齢年金を繰り下げて受給することができます。

●改正後（令和10年4月から）

制度改正により、令和10年3月31日時点において、遺族厚生年金を受け取る権利を有しており、かつ、65歳に到達していない方（昭和38年4月2日以降生まれ）は、次のとおりとなります。

- ・老齢基礎年金 → **遺族厚生年金の請求の有無にかかわらず、繰下げ可能**
- ・老齢厚生年金 → **遺族厚生年金の請求を行っていない場合に限り、繰下げ可能**

●経過措置

現行制度において、遺族厚生年金の受給権を有し65歳に達していない方は、当該遺族厚生年金の請求を行わない場合、令和10年4月1日以後に、老齢厚生年金の繰下げの申出を行うことが可能になります。

まとめ



老齢基礎年金

【現行制度】

遺族厚生年金を受け取る権利がある場合は、繰下げ**不可**

【改正後】

遺族厚生年金の請求の有無にかかわらず、繰下げ可能

老齢厚生年金

【現行制度】

遺族厚生年金を受け取る権利がある場合は、繰下げ**不可**

【改正後】

遺族厚生年金を請求していない場合に限り、繰下げ可能

2 子の加算の見直し

子のある年金受給者の保障を強化する観点から、子に係る加算額の引上げ等を行いつつ、老齢厚生年金の配偶者加給年金の額が見直されます。

3 遺族年金の見直し

遺族年金は、在職中または退職後に亡くなったときに、その方によって生計を維持されていたご遺族の生活を保障するために支給される年金です。現行の制度は **P46** を参照してください。

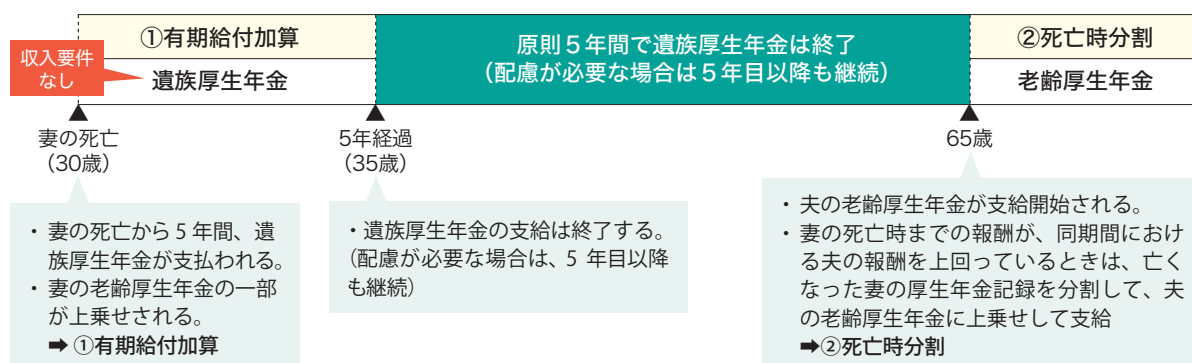
※すでに受給権を有する方や施行日において40歳以上の女性は、この改正による影響はありません。

(1) 遺族厚生年金の男女差が解消されます

子がいらない60歳未満の配偶者の遺族厚生年金

	現在の仕組み	見直し後
年齢要件 および 受給期間	夫の死亡時 30歳未満の妻 →5年間の有期給付 30歳以上の妻 →無期給付 妻の死亡時 55歳未満の夫 →給付なし 55歳以上の夫 →60歳から無期給付 (60歳までは支給停止)	男女共通 60歳未満の妻・夫 →原則5年間の有期給付 配慮が必要な場合は5年日以降も給付を継続 (男性は令和10年4月1日施行、女性は令和10年4月1日から20年かけて段階的に施行)
年金額	原則として老齢厚生年金と経過職域加算額(共済年金)を合計した額の4分の3に相当する額	有期給付加算および死亡分割により従来の年金額から増額されます。
収入要件	恒常的収入が年額850万円以上の方は受け取れません。	恒常的収入が年額850万円以上の方も受け取れるようになります。

●例：子がいらない30歳の夫が妻を亡くした場合



(2) 子が遺族基礎年金を受け取りやすくなります

子に支給される遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定が見直され、支給されるようになります。

年金制度の見直しの内容は令和8年4月時点の情報に基づいています。最新の情報は厚生労働省ホームページを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 年金 > 年金・日本年金機構関係 > 年金制度改正法が成立しました。

